

## 【続報】

### 象牙取引業者の書類送検に関する一連の新聞報道について

6月20日、警視庁は種の保存法違反の容疑で古物商の男性や客ら計27名と法人としての古物商を書類送検したとの発表を行いました（\*1）。この発表をもとにマスコミ各社が報道を行っていますが、一部に事実と異なる報道があり、国際希少野生動植物種の登録認定機関である自然環境研究センターへの誤解を招くおそれがありましたので、ここに事実関係を続報としてお伝えします。

（\*1）「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反事件被疑者らの検挙について」（警視庁生活安全部生活環境課万世橋署捜査本部）

送致年月日：平成29年6月20日

被疑者：27名（内買取者9名、売却者18名）

被疑法人：1社（古物商）

一般財団法人 自然環境研究センターは、平成5年以来「種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）」に基づき、環境庁長官の「指定登録機関」として登録関係事務、平成7年からは改正された「種の保存法」に基づき、環境庁長官及び通商産業大臣（当時）の「指定認定機関」、また、平成15年の法改正にともない、平成16年1月20日付で環境大臣から「登録機関」、環境大臣及び経済産業大臣から「認定機関」として登録され、一貫して国の指揮監督の下、登録関係事務及び認定関係事務を行っており、必要に応じて事務運用の改善に取り組んできました。

この間捜査機関による違法取引容疑への捜査照会にも全面的に協力してきております。

今回摘発された事案は、自然環境研究センターの登録審査において端緒となる情報が発見され、環境省へ報告されたものが警察へ通報され、捜査へとつながったものであります。

一連の捜査の中で4月14日、自然環境研究センターも審査登録部署への捜査を受けましたが、その結果自然環境センターの審査登録に違法な点はありませんでした。

一部報道に「自然環境研究センターが登録代行をする古物商（報道では実名）を紹介した」とありますが、自然環境研究センターから特定の業者を紹介したことはありません。

また、一部報道に「自然研が年間に受け付ける申請の約半数は、古物商からの象牙だったことも判明した」ともありますが、自然研が審査、登録した最近5年間の象牙登録本数から考えて、それぞれの年の年間登録本数の約半数にこの古物商が関与していたということも現実的ではなく、事実とは考えられません。

自然環境研究センターは今後も法律に則って適正に審査登録業務を行って参ります。

6月23日

一般財団法人 自然環境研究センター